自動車運送事業者等に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める省令の一部を改正する省令　新旧対照条文

○自動車運送事業者等に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める省令（平成十四年四月三十日国土交通省・環境省令第二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（対象自動車を使用する事業者による計画の提出） 第一条　自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（以下「法」という。）第四十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第三十三条の規定による計画の提出は、第一号から第五号までに掲げる事項及び第六号から第九号までに掲げる事項のうち特定事業者（法第四十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第三十四条に規定する特定事業者をいう。以下同じ。）が実施することとして選択した措置に係るものにつき定めた計画を、三年から五年程度の計画期間ごとに提出することにより行わなければならない。 一　特定事業者の氏名又は名称及び特定自動車（法第四十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第三十三条に規定する特定自動車をいう。以下同じ。）の使用の本拠の位置の属する都道府県における主たる事業場の所在地 二～九　（略）	（計画の提出） 第一条　自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（以下「法」という。）第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される法第十七条の規定による計画の提出は、第一号から第五号までに掲げる事項及び第六号から第九号までに掲げる事項のうち特定事業者（法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される法第十八条に規定する特定事業者をいう。以下同じ。）が実施することとして選択した措置に係るものにつき定めた計画を、三年から五年程度の計画期間ごとに提出することにより行わなければならない。 一　特定事業者の氏名又は名称及び特定自動車（法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される法第十七条に規定する特定自動車をいう。以下同じ。）の使用の本拠の位置の属する都道府県における主たる事業場の所在地 二～九（略）

2　（略）	2　（略）
3　法第四十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第三十三条の規定による計画の提出は、特定事業者に該当することとなった日又は計画期間が満了した日から三月以内に、正本にその写し二通を添えてしなければならない。	3　法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される法第十七条の規定による計画の提出は、特定事業者に該当することとなった日又は計画期間が満了した日から三月以内に、正本にその写し二通を添えてしなければならない。
（定期の報告）	（定期の報告）
第二条　法第四十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第三十四条の環境省令、国土交通省令で定める事項は、前年度における第一号及び第二号に掲げる事項並びに第三号から第六号までに掲げる事項のうち特定事業者が実施することとして選択した措置に係る事項とする。	第二条　法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される法第十八条の環境省令、国土交通省令で定める事項は、前年度における第一号及び第二号に掲げる事項並びに第三号から第六号までに掲げる事項のうち特定事業者が実施することとして選択した措置に係る事項とする。
一～六　（略）	一～六　（略）
2　法第四十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第三十四条の規定による報告は、毎年六月三十日までに、正本にその写し二通を添えてしなければならない。	2　法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される法第十八条の規定による報告は、毎年六月三十日までに、正本にその写し二通を添えてしなければならない。
（周辺地域内自動車を使用する事業者による計画の提出）	
第三条　法第四十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第三十六条第一項の規定による計画の提出は、第一号から第三号までに掲げる事項及び第四号から第七号までに掲げる事項のうち周辺地域内事業者（法第四十三条第一項の規定により読み替えて適用され	

る法第三十七条に規定する周辺地域内事業者をいう。以下同じ。）が実施することとして選択した措置に係るものにつき定めた計画を、一年から五年程度の計画期間ごとに提出することにより行わなければならない。

一　周辺地域内事業者の氏名又は名称及び周辺地域内自動車（法第四十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第三十六条第一項に規定する周辺地域内自動車をいい、同項第一号の一の都道府県の区域内に使用の本拠の位置を有するものに限る。以下同じ。）の使用の本拠の位置の属する都道府県における主たる事業場の所在地

二　事業の概要

三　事業場別の周辺地域内自動車の状況

四　指定地区（法第三十六条第三項に規定する指定地区をいう。以下同じ。）内において運行する周辺地域内自動車の低公害車等への代替に関する計画

五　指定地区内において運行する周辺地域内自動車に対する排出ガス低減装置の装着に関する計画

六　周辺地域内自動車に係る指定地区内における適正運転の実施等に関する計画

七　周辺地域内自動車の指定地区内における走行量の削減のための措置に関する計画

2　前項第四号から第七号までに掲げる事項に係る目標年次は、計画

期間が満了する年次とする。

3　法第四十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第三十六条第一項の規定による計画の提出は、周辺地域内事業者に該当することとなった日又は計画期間が満了した日から三月以内に、正本にその写し二通を添えてしなければならない。

（定期の報告）

第四条　法第四十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第三十七条の環境省令、国土交通省令で定める事項は、前年度における第一号に掲げる事項及び第二号から第五号までに掲げる事項のうち周辺地域内事業者が実施することとして選択した措置に係る事項とする。

一　事業場別の周辺地域内自動車の状況

二　指定地区内において運行する周辺地域内自動車の低公害車等への代替の状況

三　指定地区内において運行する周辺地域内自動車に対する排出ガス低減装置の装着の状況

四　周辺地域内自動車に係る指定地区内における適正運転の実施等の状況

五　周辺地域内自動車の指定地区内における走行量の削減のための措置の状況

2　法第四十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第三

十七条の規定による報告は、毎年六月三十日までに、正本にその写し二通を添えてしなければならない。

（立入検査の身分証明書）

第五条　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の規定による自動車運送事業者又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）の規定による第二種貨物利用運送事業を経営する者が次の各号に掲げる者である場合における法第四十一条第五項の証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

一　対象自動車（法第三十三条に規定する対象自動車をいう。）を使用する事業者

二　特定事業者

三　周辺地域内自動車を使用する事業者

四　周辺地域内事業者

（環境大臣及び関係都道府県知事への通知）

第六条　法第四十三条第二項の規定による通知は、受理した計画又は報告について行うものとする。

（計画書等の経由）

第七条　法第四十三条第一項の規定により読み替えて適用される第三十三条及び第三十四条の規定に基づく計画の提出及び報告は、それ

（立入検査の身分証明書）

第三条　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の規定による自動車運送事業者又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）の規定による第二種貨物利用運送事業を経営する者が特定事業者である場合における法第二十条第二項の証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

（環境大臣及び関係都道府県知事への通知）

第四条　法第二十二条第二項の規定による通知は、受理した計画又は報告について行うものとする。

（計画書等の経由）

第五条　法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される第十七条及び第十八条の規定に基づく計画の提出及び報告は、それぞれ

ぞれ特定自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由して、地方運輸局長に行わなければならない。

2　法第四十三条第一項の規定により読み替えて適用される第三十六条第一項及び第三十七条の規定に基づく計画の提出及び報告は、それぞれ周辺地域内自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由して、地方運輸局長に行わなければならない。

別記様式（第五条関係）　（略）

特定自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由して、地方運輸局長に行わなければならない。

別記様式（第三条関係）　（略）